飯塚市支援対象児童等見守り強化事業業務委託仕様書

1　業務名

飯塚市支援対象児童等見守り強化事業業務委託

2　目的

飯塚市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問し、食品や日用品等の提供などを通じて子どもの安否確認を含む世帯の状況の把握及び相談支援等により子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応を推進することを目的とする。

3　履行期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までは業務の準備期間とし、実際の業務開始日は令和 9 年 4 月 1 日からとする。

4　業務委託料

業務委託料には次のものを含むものとする。

(1)　訪問や支援対象児童等の状況把握を行うスタッフの人件費

(2)　配送する食品等の購入費（1 か月あたり上限 2,200 円（税込）までとする）

(3)　食品等の配送に係る経費

(4)　生活指導にかかる経費

(5)　その他本事業にかかる経費

5　履行場所

飯塚市　地内

6　委託業務の内容

支援が必要な家庭に対して、事業者が訪問し、世帯の状況把握を行うとともに、必要に応じて、食事の提供（配達等を含む）の支援、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、また市と連携しながら他の支援につなげる。

(1)　対象世帯

本事業の対象者は、飯塚市に住所を有する次のいずれかに該当する世帯のうち、当事業の利用が必要と認められる世帯とする。

ア　飯塚市要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童、要支援児童、特定妊婦のうち、定期的な訪問等により、見守りの必要がある世帯

イ　地域社会から孤立しがちな子育て家庭や、子育てに不安感を持つ家庭等のうち、定期的な訪問等により、見守りの必要がある世帯

ウ　事業者において、見守りや生活支援が必要であると考える就学前児、小学生及び中学生のいる世帯で、本市が必要と認める世帯

エ　その他特に市長が必要と認める世帯

(2)　実施方法

食品の無償提供等を基本とするが、児童の体調、家庭状況等に応じた見守り・声かけなどを行うことで、継続した現認・支援が行えるようにするため、以下に掲げる事業を実施するものとする。

ア　訪問支援

対象者の家庭を月１回以上直接訪問し、保護者・児童への声かけなどによる見守りを行うとともに、児童の現認を行う。

イ　食事又は食品の提供

食事または食品の提供を通じて対象者の家庭との信頼関係を築く。

ウ　必要な支援へのつなぎ

家庭の状況等に応じて市と協議しながら必要な支援につなげる。

エ　生活指導

基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行う。

オ　その他

上記ア～エ以外で市長が特に認める支援について指示する場合がある。

※対象世帯ごとの支援期間や、当該児童を目視で確認できないなど業務の実施が困難な場合の対応等については、市からの指示に従うものとする。

※対象者が対面での対応を拒否する場合は ICT 機器を活用した見守り・声掛け等も可能とする。

※居宅訪問の実施にあたっては、対象児童等の状況の把握をせず、単に食品等の提供を行うことや、市が見守りの必要があると認めた対象児童及び家庭以外に対する食品等の提供は、本委託業務の対象とならない。

(3)　費用

本事業にかかる費用は、対象者から徴収してはならない。

7　実施体制

受託事業者は、業務管理責任者１名を配置し、業務の全体管理や報告書の作成、市及びその他関係機関等との連絡調整等を行う。

8　契約方法

単価契約とする。

9　業務実施計画書等

(1)　業務実施計画書

受託者は、契約締結後、市が指定する期日までに次の事項を記載した業務実施計画書を提出すること。

①　業務スケジュール

②　業務実施体制（従事者名簿、指揮系統、緊急時の連絡体制等）

③　その他業務の実施にあたり必要な事項

10　業務実績報告書

(1)　実績報告

6 に掲げる事業を実施した月の翌月 10 日までに、次の事項を記載した業務実績報告書を提出すること。

①　業務完了届

②　訪問支援実績の集計表（訪問回数、提供物品の金額など）

③　業務実施状況（訪問した際の世帯の状況・対応内容、提供物品など）

④　その他必要な事項

なお、訪問支援等を実施する中で、緊急を要すると判断した場合（緊急を要する事態となる恐れがある場合も含む）は、直ちに市に報告し、今後の対応について協議を申し出ること。

(2)　学校や保育所等との連携

対象児童等に対する相談支援の必要上、在籍する学校や保育所等と連絡等を行う必要があるときは、市に申し出のうえ、その了承を得て行うこと。ただし、緊急的に対応する必要がある場合はこの限りでない。

11　業務委託料の支払い

委託料は 3 月毎の実績払いとする。なお、受注者の正当な請求に基づき、請求書受理後 30 日以内に支払うものとする。

12　損害賠償保険等への加入

本業務中における事故の予防及び発生した事故に対応するため、必要な範囲において損害賠償保険等に加入すること。

13　その他

(1)　個人情報の取扱い

受託事業者は、本業務にかかる個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2)　守秘義務

本業務で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3)　再委託の禁止

受託事業者は、受託した業務を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、業務を効率的に行う上で必要がある場合には、あらかじめ書面（別途指定）を市に提出し、承諾を得たうえで、再委託できるものとする。

(4)　関係法令の遵守

受託事業者は、本業務を遂行するうえで、関係諸法令を順守しなければならない。

(5)　感染症予防対策

訪問支援等の業務の実施にあたり、手指消毒、マスクの着用など国の指針等に基づ

く感染症予防対策を徹底すること。また、感染症の拡大状況に応じた国、福岡県及び市の対処方針等に則り、必要に応じて業務の実施手法の変更等について、市と協議すること。

(6)　協議

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた事項については、市と受託者の双方で協議し、定めるものとする。